

2014年6月13日

## 本学教員の研究上の不正行為について

活水女子大学

学長 加納 孝代

このたび、本学文学部に所属する教員（48歳）が、1997（平成9）年に発表した論文に研究上の不正行為（盗用）が認められましたので、事実関係について公表いたします。

本学では、2013（平成25）年8月に申立を受けました当該不正行為に関して、学長の指示により直ちに調査委員会を発足させ、事実確認及び調査を進めてまいりました。別途学内に組織した研究公正委員会（研究管理最高責任者：学長）は、調査委員会の調査結果の報告を受け不正行為の事実を認定し、その後、学内の所定の手続きを経て当該教員の不正行為に対する処分を決定しました。

この不正行為により、執筆者様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。また、在学生、卒業生をはじめ、皆様の本学への信頼を損ねる結果となり、重ねてお詫び申し上げます。

本学は、今回の問題を真摯に受け止め、今後二度とこのような研究活動における不正行為が起ることのないよう、全学を挙げて再発防止に取り組む所存でございます。

今後とも、皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 経緯

2013（平成25）年8月、申立文書を受理。本学文学部に所属する教員が、1997（平成9）年に発行された本学論文集に投稿した論文に盗用の疑いが認められるので調査が必要である、との内容であった。

#### 2. 調査、不正行為の内容等

##### (1) 盗用論文

岩城令子著「事象目的語構文に関する一考察」『活水論文集第40集 英米文学・英語学編』（活水女子大学・短期大学、1997（平成9）年3月発行）の「はじめに」および第2章の大半部分と第3章の一部分（以下、「論文A」）

##### (2) 被盗用論文

1996（平成8）年11月、某学会における口頭発表論文（以下、「論文B」）

(3) 調査内容について

学内に組織した調査委員会、研究公正委員会において、双方の論文の比較および井石（岩城）令子准教授本人へ聞き取り調査等。

(4) 不正行為の内容について

井石（岩城）准教授は、1997（平成 9）年発行の本学論文集に投稿した論文 A において、論文 B に記載されている例文の大半を構文の態様を変えて使用している。

一般的に、先行研究の例文を必要な変更を加えて利用した場合、そのことを断りつつ、出典を明らかにしなければならないが、それが行われていなかった。本文または少なくとも例文の付記として「参照 (cf.)」等の形で言及する必要があるが、それも行われていない。

研究公正委員会は、申立の指摘のとおり、論文 A について、個々の例文、問題の設定、論理の展開や内容等について、論文 B からの盗用が認められると認定した。

### 3. 懲戒処分

井石（岩城）令子准教授を停職 2 か月とする。

### 4. 当該論文の措置

(1) 当該論文を取り下げる。

(2) 『活水論文集第 40 集英米文学・英語学編』（活水女子大学・短期大学、1997（平成 9）年 3 月発行）の当該論文部分を欠頁として再印刷し、関係大学、機関へ再配付する。また、従前の論文集については、廃棄を依頼する。

(3) インターネット上に公開されている当該論文の削除を関係機関に依頼する。

### 5. その他

学院長および学長は、給料月額額の 10 分の 1 の 1 ヶ月分を自主返納する。

以 上